構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南幌町
- 2 構造改革特別区域の名称 企業立地促進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 南幌町の区域の一部(南幌工業団地)

4 構造改革特別区域の特性

南幌町は、道都・札幌市に近接し、地理的条件に恵まれ、商・工・住の地域的機能分担と労働力の供給量がバランスよく調和したまちづくりを目指しており、住宅団地の分譲と併せ、住民の雇用の創出と地域の産業振興発展に寄与することを目的として、道内外企業に対し「南幌工業団地」等の分譲を行っている。

当該区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港や札幌市へは約40分という至近距離にあり、更に石狩湾新港・苫小牧港のほぼ中間に位置し、「陸・海・空」いずれの交通手段にも十分に対応できるアクセスの良さから、道央圏における物流の拠点として好立地条件のもと、利便性が高く、物の製造から流通・サービスといった総合的で魅力的な物流サービスが提供できる環境にあり、この適地をより企業に提供しやすくすることで、北海道への企業立地を促進し、北海道経済の活性化に一助を成すことが期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

土地開発公社が、現在の企業のニーズにあった事業用借地権を設定し、賃貸することにより、道央圏における新たな物流拠点の形成を図り、地域における企業誘致が一層促進され、企業活動が活発になることにより、産業の創設、雇用の増大が図られ、地域経済の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

【目標】道央圏における新たな物流拠点の形成

当該特別区域に、地域の特性から特に消費者に関連の深い物流関連企業を 集積的に誘致することにより、道都・札幌市を中心とする道央圏の物流基地 としての構築を図り、物の製造から流通・サービスまで総合的に対応しうる、 効率的で信頼性の高い物流ネットワークの拠点として、消費者・需要家利益 の増進が図られ、地域の活性化につなげることが期待できる。

この目標を達成するために必要な措置として、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって南幌町内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するための事業用借地権を設定し賃貸するものである。

また、平成16年度以降の具体的な活動方針としては大谷地流通団地を含む札幌市内の流通関連企業のリストアップを行い、全対象企業への訪問活動の実施の他、道外における流通関連企業の内、道内に拠点を持たない中堅及び大手企業をリストアップし、ダイレクトメール及び電話等によるPR活動を行い、道外における本町の認知度の向上を図ると共に、南幌町企業誘致推進協議会おいては、上記の企業誘致活動事業に合わせ学識研究者等との連携を図り、今後の総合的な流通拠点として必要な環境整備の方針を検討する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果

道央圏の物流拠点の形成を図ることにより、総合的な物流センター等を建設した場合、次のとおりの雇用者数が見込まれるほか、当該区域の企業間ネットワークの促進が進むことから、地域の一層の活性化が図られる。

「平成15年度 谁	‡出予定企業 1
-----------	----------

	賃貸予定面積	見込年商高	雇用予定人数
A 社	48,000 m ²	9,000,000 千円	約 100人
B 社	10,000 m ²	2,000,000 千円	約 30人
C 社	3,300 m ²	200,000 千円	約 10人
計	61,300 m ²	11,200,000 千円	約 140人

「今後5年間の推移状況]

年 度	入居予定企業数	賃貸予定面積	見込年商高	雇用予定人数
平成 15年度	3社	61,300 m ²	11,200,000 千円	140 人
平成 16年度	3社	40,100 m ²	8,000,000 千円	150 人
平成 17年度	3社	69,900 m ²	12,800,000 千円	70 人
平成 18年度	2社	29,000 m ²	5,800,000 千円	70 人
平成 19年度	2社	20,900 m ²	4,100,000 千円	60 人
合 計	13社	221,200 m ²	41,900,000 千円	490 人

- 8 特定事業の名称 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【事 業 名】企業誘致活動事業

【事業内容】南幌工業団地のPR活動として、全国版の経済紙面による広告掲載や、訪問による企業等との接触を推進する。

また、これまでの分譲方式のみではなく、景気の低迷に伴い 企業等のニーズが高まっている事業用定期借地制度を、構造改 革特区事業の認定を受けることにより土地開発公社で実施し、 一層の誘致活動を促進する。

【事業 名】南幌町企業等誘致推進協議会事業

【事業内容】企業等誘致推進のため必要とする事項について情報交換・調査研究などの協議を行う。

【事業 名】道央圏連絡事業整備促進要望活動

【事業内容】5市3町で結成している道央圏連絡道路整備促進期成会を通じて年2回、国及び道に対し、道央圏連絡道路の早期建設を要望している。

【事 業 名】田園居住空間整備事業夕張太西地区

【事業内容】農村の持つ田園美を維持しつつ、都市にはない優れた社会機能を十分発揮できる魅力的な田園居住空間を創設する。

【事業 名】固定資産税の課税免除

【事業内容】産業振興を促進するため、南幌町に工業等施設を新設し又は 増設するものに対し固定資産税の課税免除措置(3ヵ年)を行 なう。 1 特定事業の名称

【番号】 403

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

南幌町土地開発公社

出資金:500万円

所在地:北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定された日

4 特定事業の内容

南幌町土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって南幌町内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することにより、道都・札幌市及び北海道の空の玄関である新千歳空港に近接し、更に石狩湾新港・苫小牧港のほぼ中間に位置しているという地理的条件に恵まれている地域の特性から、道央圏の新たな物流基地としての構築を図り、物の製造から流通・サービスまで総合的に対応しうる、効率的で信頼性の高い物流ネットワークの拠点として、消費者・需要家利益が増進されるとともに、地域における企業誘致が一層促進されることにより、産業の創設、雇用の拡大が見込まれ、地域経済の活性化が期待できる。

5 当該規制の特例措置の内容

土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の 規定により造成した土地であって、当該特区内に所在するものを、工場、事 務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することが、地域並びに道 央圏の健全な発展と秩序ある整備に寄与するものであると認められる。